

障害者雇用率について

1 概要

中央省庁における障害者雇用率の不適切算定の報道を受け、本県（知事部局及び教育委員会）の対応状況を確認したところ、身体障害者について、厚生労働省のガイドラインで示された指定医等の診断書による確認を行わない者を算入していたもの。

2 調査結果

昨年度報告値（H29.6.1時点）について確認した結果、以下のとおりであった。

	障害者数 (公表値)	うち 手帳不所持者数	障害者雇用率 (手帳所持者のみ)	障害者雇用率 (公表値)	法定雇用率
知事部局	106	44	1.41	2.41	2.3%
教育委員会	137	46	1.45	2.19	2.2%

3 経緯等

障害者雇用促進法では、対象障害者の算定に当たり身体障害者については、手帳の交付が要件とされておらず、障害の程度で判断することとされている中、厚生労働省が制度の対象となる障害者の範囲を示した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（H17策定）では、身体障害者の手帳不所持者の算入について「都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書によって確認を行うことも認められています。」とされている。

そうした中で、本県では、

- ①過去（～H14）においては、対象障害者の名簿を添付して労働局へ報告を行っていたが、その名簿には障害者手帳を持っておらず、診断書の確認もしていない職員も含まれており、そうした者も対象となると認識していたこと
- ②厚生労働省のガイドラインについての認識が不十分であったこと

から、従前より、職員の申告に基づいた障害の程度を人事当局において法の基準に照らし合わせて障害者数を算定しており、障害者手帳の不所持者について、指定医等の診断書による確認を行っていなかった。

4 今後の対応

障害者雇用率の算定に当たり、今後は厚生労働省のガイドラインに沿った適正な対応に努める。